

あきる野市教育委員会 12月定例会会議録

- 1 開催日 平成27年12月24日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時44分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
 日程第1 報告事項(1)教育長職務代理者の指名について
 日程第2 報告事項(2)国会図書館デジタル化資料送信サービス
 利用要領の制定について
 日程第3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
 教育長 私市豊
 教育長職務代理者 山城清邦
 委員 田野倉美保
 委員 丹治充
 委員 宮田正彦
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
 教育部長 森田勝
 指導担当部長 肝付俊朗
 生涯学習担当部長 関谷学
 教育総務課長 小林賢司
 教育施設担当課長 清水保治
 学校給食課長 木下義彦
 指導担当課長 西山豪一
 生涯学習スポーツ課長 細谷英広
 スポーツ・公民館担当課長 吉岡賢
 図書館長 松島満
 指導主事 梶井ひとみ
 指導主事 櫻井欣也

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、開会に当たりまして、教育長の退任と就任についてご説明を申し上げます。

宮林前教育長が 1 1 月 2 5 日をもちまして退任をされました。これに伴いまして 1 0 月 3 0 日に開催をされました第 1 回議会の臨時会におきまして、市議会の同意を得て、平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日付で沢井市長から私市教育長が任命されたところでございます。ご承知のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、本年 4 月から施行となり、旧教育長の経過措置が設けられておりましたが、1 1 月 2 5 日をもって経過措置が終了し、新制度に移行いたしました。新制度に移行したことによりまして、教育委員長、委員長職務代理者の職がなくなりました。山城委員は教育委員長、田野倉委員は委員長職務代理者として、これまで教育委員会の会議の運営等、多大なるご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。新制度では教育長が会議を主催することとなりますので、よろしく願いいたします。私のほうからの説明は以上で終わります。

では、私市教育長、議事進行について、よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

それでは、改めまして、平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日付で沢井市長から教育長を拝命いたしました私市豊です。どうぞよろしく願いいたします。今回の就任に当たりましては、特に山城委員、田野倉委員がこれまでの教育委員会の運営につきまして多大なご貢献をいただきました。改めて感謝申し上げます。

それでは、地方教育行政法の改正後、初めての教育委員会でございます。この法律改正の趣旨は、教育委員会組織のわかりやすさと責任体制の明確化、それから迅速な危機管理体制の構築、そして市長との意思疎通の図りやすさなどがあります。このメリットを十分に生かして教育委員会を運営してまいりたいと考えております。この会議、合議体でございます。これからも委員の皆様には大所高所から建設的なご意見をいただきまして、活発な議論を行い、内容の濃い会議になることをお願いいたします。

それでは、あきる野市教育委員会 1 2 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可をしたいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めます。

まず、議事録署名委員の指名については、丹治委員と山城委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 報告事項（1）、あきる野市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを私から報告をします。

先ほど教育総務課長の説明にもありましたが、本年 4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、教育委員長と教育長が一本化され、いわゆる新教育長が置かれることになりました。これにより教育委員長の職がなくなり、あわせて委員長職務代理者もなくなることになりました。一方、新制度においては、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。このように新制度では教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっております。これらのことから平成27年11月26日に、教育長職務代理者として山城委員を指名いたしまして、お受けしていただきました。

以上、あきる野市教育委員会教育長職務代理者の指名についての報告となります。

ここで山城教育長職務代理者からご挨拶をいただきたいと思っております。

山城教育長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者（山城清邦君）

ただいまお名前を言っていただきました山城でございます。先般、私市教育長より私を教育長職務代理者として指名したいというお話がございまして、考えましたけれども、一応お受けさせていただくことにいたしました。個人的に感想を少し申し述べさせていただきますと、教育長が常勤でいらっしゃるのに、職務代理者、私は非常勤でございますので、法律で規定する事案が発生した場合に職務を全うできるのかどうかということは非常に心配しております。けれども、そういうことにならぬように、しかもそのようなことになった場合には、皆様方のご協力を仰ぎながら、任務をつつがなく遂げられるように心してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

続きまして、日程第2 報告事項2、国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要領の制定について、報告者は説明をお願いいたします。

図書館長（松島 満君）

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要領について、でございます。それらの内容の説明に入る前に、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの概要と形態について、口頭で申し訳ございませんが、お話しさせていただきます。このサービスは、平成24年に著作権法が改正されました。この改正で、国立国会図書館で受け入れされた資料のデジタル化と、その活用を促進するために公共図書館に自動公衆送信できるようになります。デジタル化した資料を各図書館に送信するというサービスであります。これに伴い準備を進めまして、平成26年の1月からこのサービスが開始されました。提供する内容につきましては、国立国会図書館の所蔵する資料のうち絶版等の理由によって入手が困難な資料、明治期から昭和43年受け入れの図書については約50万部、明治期以降の貴重書等が2万点、平成12年までに刊行された雑誌約1万タイトル、73万点、さらに平成3年から平成12年度までに送付を受けた商業出版されていない論文が約12万点、これらの電子化された資料を中心に著作権法第31条第1項の規定の適用を受ける図書館、私どもの図書館もそうですが、そこに対して送信をいたしまして、送信を受けた図書館の利用者登録をしていると、登録者に閲覧、複写の提供をするという事業でございます。

あきる野市の図書館では、第2次の教育基本計画、それから生涯学習推進計画、あきる

野の学びプランの刷りにも、導入の検討としてこれまで位置づけておりました。この平成27年2月に実施しました図書室システムの展開に伴いまして、中央の図書館において、このサービスを提供できる機器、それからネットワークの環境も整えました。これに伴いまして、あきる野市の新たな図書室システムについて、これまで半年間運用してまいりまして、安定した稼働が確認されたという状況でございますので、今回このサービスを導入しまして、市民サービスの拡大、それから今まで直接本を送付してもらうという非常に時間と手間のかかる業務があったのですが、それを迅速に対応できるようにするというところで、今回この新たなサービスの利用要領を制定して、これからそのサービスの提供を受ける申請をしていくということで要領を設定させていただきます。

要領の内容につきましては、国会図書館のほうで規定しております利用の条件といえますか、ID・パスワードを適正に管理する。登録者に登録を行わせる。それから、機器などの安全管理、著作権法上の管理をするという観点から捉えさせていただいておりますけれども、2条、利用申請及び利用方法、あきる野市図書館の利用者カードを職員に提示するというところで、登録者の確認をさせてもらい受け付けをする。

第2項で、職員がログインを行ったPCから資料の検索・閲覧を行う、また3項で利用を終了した場合には、すぐに職員が再起動をすることで、利用者が勝手に不正にID・パスワードを使って検索ができないようにという対処をいたします。

4項につきましては、持ち込んだ機械、デジカメですとか携帯ですとか、そういったもので画像を撮ってしまうというようなこと、それから機器を持ち出したいということがありますので、そういうことに対する規定でございます。

また、4条で、閲覧資料の複写という項目がございます。こちらでは著作権法31条、それからあきる野市の図書館資料複写サービスの実施要領に基づきまして、管理用PCから行う。利用者が勝手に複写をするということとはできない。管理用のPCで職員が提供する。著作権法に基づいた適正な運用をするということでの規定をさせていただいております。

第6条、職員の責務、先ほどのID・パスワードの管理、それから登録利用者であることの確認、そして複写の申し込みの確認と、その複写自体は職員が行うという規定。

そして最後に、4項に複写の記録、経歴が確認できるようにということで、複写した資料を利用者が著作権法上不適切な使用をした場合にチェックができる体制、この体制も確保するというところで規定をさせていただきます。

なお、附則でございます。施行日ですが、この要領は、平成27年12月10日に決定し、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの承認手続が完了した日から施行するという規定でございます。実はこれ、これが定まったということで、この規定があるということで利用申請をいたします。もちろん機器ですとか設置場所の状況等ございますが、この申請を確認いたしまして、さらに通信の状態を国会図書館のほうで確認をするというこ

とで、その手続が終わりまして、正式に承認のID・パスワードをいただけるということ
でございます。こちらをもちまして図書館のほうは12月11日に申請の手続をさせてい
ただいて決裁をいたしまして、12月20日付で申請書を送付しています。3月中に承認
をいただいて4月から開始できるようにというところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

教育長（私市 豊君）

図書館長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問等、ございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

複写も利用できるということなのですから、例えば貴重書などを実際に複写する場
合に丸ごと1冊できるということなのではないでしょうか。あるいは著作権上から、例えば半分の
1回やって、新たな機会にもう一回やるとか、そういうことになるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

著作権法の規定によりまして、1つの資料を、1冊の資料全てを複写はできません。1
冊の半分の2回まで。よく図書館で複写のトラブルの原因になりますのが、住宅地図など
があるのですが、全部を複写するという方が来られて2回に分け、右側のページだけ先に
とって、左側のページだけ次の機会にというようなことをされる場合があります。基本的
に見開きの一つの著作物の半分までというのが規定でございますので、2回に分けてとい
うことができないように、記録のほうも1年間保持して著作権法上の適用、きちんとした
対応ができるようにしていくということでございます。ですから、全体の半分の、必要な
部分だけをとっていただくことは可能でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この複写の料金とか使用方法は、決められている料金体系なのではないでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

こちら第5条のところに複写料金というのがございます。こちらのあきる野市図書館複写サービス取扱要領の定めによるということ、複写要領のほうでこちらにつきましても、サイズに関わらず、1枚10円、白黒ですね。カラーの場合は50円という規定をさせていただいています。この費用で提供させていただくということでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今回この国立国会図書館のデジタル化をすることに、複写なりPCの管理なりにかなり図書室の職員が、それについて、その利用者が来た場合には対応しなければならないような状況になると思うのですけれども、例えば増員をするとか、その対応に要する時間とか手間とか、そういったものに対してはどのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

特に増員は考えておりません。基本的に今このデータベースの位置、中央図書館のレファレンスカウンターの目の前のところに設置をして、有料で提供されているデータベースを閲覧いただく、複写いただくというサービスを行っております。その種類が1つ増えるということで、今まで行っているサービスと同様にさせていただきますので、受付けのほうは、問題なく対応することができるかと考えております。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告として承りました。

最後に、教育長及び教育委員の報告でございます。私から報告をさせていただきます。

11月26日に、教育長の就任式を8時半から行いました。

同日9時半から市議会本会議が始まりました。

11月30日月曜日、学校訪問、東秋留小学校に訪問いたしました。

12月1日、2日、3日と市議会の一般質問が行われました。

12月5日、中学生の主張大会、小学生人権メッセージが行われました。

12月7日月曜日、校長会を行いました。

12月8日、9日、10日、市議会の委員会が行われました。

12月12日の土曜日、秋川流域の小中学生の駅伝大会が、秋留台公園周辺で行われま

した。

12月13日日曜日、マールボロ市交流事業の報告会が、五日市まほろばホールで行われました。

12月15日、副校長会が開催されました。

12月17日、市議会の最終日でございました。

12月21日月曜日、学校訪問、増戸中学校を訪問いたしました。

同日夜7時から学校安全講習会を行いました。

12月24日、本日、定例の教育委員会を開催しているところでございます。

以上が私からの報告でございます。

各委員さんの報告をお願いいたします。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

私の活動は、お手元にある報告書のとおりでございますが、全部は読み上げませんので。幾つかあるのですけれども、このうち12月3日、毎年行われております小学校の音楽会を私も初めて全校の演奏を、午前、午後にわたりましてキララホールで聴かせていただきました。正直に言いますと、学校によってかなり特徴の差があるというところが手にとるようにわかりましたけれども、やはり指導がきちんと入った学校の子供たちの歌声、合奏は、歌っている真剣な表情とか、それからその選曲にもよるのですけれども、聴いておりました、感動的でした。子供たちもキララホールの場で自分たちがあそこで歌った、その満足感というのでしょうか達成感というのでしょうか、そういったものは多分ずっと心の中に残っていくのだろうなと思えました。非常にいいものを聴かせていただいたという思いを何回かさせていただきました。

それから、別のことなのですが、学校訪問も今回東秋留小、それから増戸中、この1カ月に行かせていただきましたけれども、その学校の個々の内容とは関係ないかもしれませんが、やはり学校訪問をやらせていただいて、学校というのは、今、地域との関係だとか保護者からの要望、それから生徒自身のいろいろな課題を抱えて、先生方は校長先生以下本当に多忙な日を送っていらっしゃるのだろうなと思えます。なおかつ、例えば小中一貫教育だとか、色々なものが課題に出ておりますので、本当に大変だろうなと思っております。

その中で1つ、部活のことがたまたま最近の朝日新聞に出ておりましたが、外部指導者を職員にしたかどうかという案を中教審が出してきている。その記事の中に、自治体によっては、自主財源だと思っておりますが、外部の講師を雇用し、しかもその活動に関しては一般教員と同じように万一の場合に備えた保険の手当てもしておくことで、先生の負担は軽くなる。そしてまた、その道にたけた方が指導してくれますから、運動部に関してはその能力が上がるということで、非常にその成果を発揮しているところがあるというふうな記事も見ました。一方、学校の校長先生方の管理下に必ずしも置かれぬものですから、例えば殴っただとか、そういった不祥事も起きてしまうというような、かたやマイナス面もあるのですけれども、やはり今後のこととしては、そういう方向が、一つの先生方の負担を軽くする意味では大事なことではないのかなというふうに思います。

例えばもう一つの問題としては、運動部の顧問になる先生が、必ずしも運動部の種目の専門家ではないかもしれませんが、もともと運動部でないほかの科目の先生が運動部の顧問にならざるを得ないことが当然あるでしょうし、そうすると色々な意味で、先生も負担だし、子供たちも場合によっては満たされないものを抱えながらの部活になるのかなというように思います。現に部活がうまくいっているのか、いっていないのか、それから部活が、種類が多いか少ないかで、中学校に進学するときに必ずしも近くの学校に行かないで、部活のたくさんある学校に行ってしまうとか、そういった、何といたしましうか、問題点もあると思いますので、もし今後できましたら、そういった方向に努めてもらいたいというように思います。

それと、もう一つ、学校訪問をしていて気がつく点があります。今は全部エアコンが入りました。ですから、昔の重油ボイラーが要らなくなってしまって、各学校とも、ボイラー室がそのまま残っているのですね。それと、巨大なダクトが残ってしまっていて、あれが残っている限りは、その建物の補修、あるいはダクトはブリキ製かなにかだと思しますので塗装もしなくてはならないということで、早晚、ボイラー棟の撤去の問題を日程に上らせなくてはならないのではないかなというふうな気がしております。アスベストの問題も出てくるのかな。ですから、相当費用がかかる問題ですし、非常に後ろ向きの費用なのですけれども、これは、いずれやらなくてはならないということがあるのかなと思います。学校というのは、どうしても子供を教育する上でお金が必要なところがたくさんあります。とりあえず今申し上げた点で言いますと、先生方の負担を軽くし、子供たちの活動意欲をより高めるために、運動部の外部講師の任用とか、それもあつたらいいのかなというように思います。

それと、もう一つは、早晚手をつけざるを得ない、学校のボイラー室の問題をかなえられないのかなというように思います。今度の制度改革で、教育行政は、市長、教育長という、ダイレクト運営ですので、私は今度の制度改革については、やはり戦後長く、何十年もやってきて制度疲労を起こした点も確かにあると思います。ですから、新しい制度改革について1ついいなと思う点は、市長部局とのつながりが深くなることによって、私の考えで言うと、教育現場に対する市全体の行政の関心度というのが、今までがないというわけではありませんけれど、仕組みとしてもその中に関与せざるを得ないということが出てくるかと思しますので、とりわけ特にお金のかかる分野につきましては、より積極的に対処していただきたいということをお願いだか報告だかわかりませんが、ちょっとお話をさせていただきました。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

特に教育委員会のほうからの回答はなくても。

ほかに委員さんから何か報告は、ございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

私のほうも提出した報告書にある通りです。12月3日のあきる野市小学校の音楽会に出席し、私は午前中だけですが、半分の学校の合唱と演奏を聞かせていただきました。や

はり学校による特色が表れているように感じました。子ども達自身にとってもほかの学校がどんな演奏をするのか、どんな雰囲気音楽の授業をやっているのかなどというのを見る機会がないと思いますし、先生方にとっても、うちの学校はこうやっているけれど、ほかの学校ではこんなことをやっているのだ、あんなこともできるのだということを知るいい機会になっていたと思います。また子供たちも自分たちの演奏を披露して達成感もあったでしょうし、ほかの学校の演奏を聞いて、いい刺激になったので、非常によかった行事だと思います。

次に12月12日、これも小中駅伝のところですが、本当に全ての学校が参加してくださいました。この行事が始まったころは少なかったのですが、例年参加する子供たちもふえてると同時に、それに向けての練習がどんどん熱気を帯びていて、ある学校では150日間駅伝のために練習をしたという学校もあるぐらいに子供たちの目標になっています。体力向上とか体を動かす機会、練習などを考えますと、非常にいい場の提供になっているかなと思います。

その次の12月13日、マールボロウの教育交流事業の報告会にも参加させていただきました。今年は派遣事業が中止になり、受け入れ事業だけになってしまったのですが、ホストをした中学生が、それぞれ自分が感じたことを自分の言葉でみんなの前で述べる機会というのは、本人たちにとって、とてもいい経験になったと思います。また、きっとご家庭では大変なこともあったとは思いますが、それを乗り越えて、言葉が通じなくてもコミュニケーションはとれるのだというのを実感したり経験したり、またそれが糧になって、将来は自分もアメリカに行ってみたくとか英語をもっと頑張りたいとか、すごく大きな刺激になったのは非常によかったと思います。できればそのホストの生徒や家庭だけでなく、もっとほかの生徒さん方がそういった経験をすることができるような事業形態になっていけば、この事業の意義がますます広まっていくと思います。また、マールボロウからいらしていただくのは12日間という本当に短い期間になります。前にちょっとお話ししたことがあるのですが、例えば国際交流部とかというのをつくって、ふだんからやりとりをするようなことをやれば、もっと英語に対するモチベーションが上がったりとかすると思います。そういったことももしできましたら各学校で検討していただけるといいかなと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

委員（田野倉美保君）

もう一つ、よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

どうぞ。

委員（田野倉美保君）

校長先生方は週末ごとにいろいろな行事があつて非常にお忙しいとは思いますが、歓迎式のときには、今回受け入れをした全ての学校の校長先生、学校関係者の方が出席していただいているのに、毎年報告会ときには学校関係者の方が出席していただけていない

ので、招待状というか、お知らせは配っていらっしゃるのか、その辺がどうなのかなと思
いまして、ちょっとお聞きしたかったのですが。

教育長（私市 豊君）

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（細谷英広君）

各学校の中学校には、校長先生に招待状をお配りしております。

委員（田野倉美保君）

せっかく受け入れを請け負ってやってくださった生徒や家族がどういうふう感じたの
か、どう思ったのかということの報告会なので、できれば出席していただけるとありがた
いと思います。またほかの学校の対応を知れば、来年の参考にもなりますし。一般の方が、
「校長先生はいらっしゃらないのね」と話されているのを耳にしましたので、そういった
意味でも、一人でも二人でもお時間がある方が出席していただけるとうれしいなと思いま
す。

教育長（私市 豊君）

そういう働きかけを。

委員（田野倉美保君）

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私のほうからは、小学校の連合音楽会と、それから中学生の主張大会、2点について感
じたことをお話ししたいと思います。皆さんもご存じのように各中学校の音楽会のレベル
が非常に高いものがありますし、そういった意味で中学校の指導についても見てみたいと
いうような思いで出かけたわけですけれども、特に市内の小学校に通う児童たちが音楽の
基礎的な能力を伸ばし、あるいは音楽を楽しむといった心ですか、そして音楽の感性など
を育てて、とてもいい連合音楽会の行事だと思えます。そういった中で児童が練習を積み
重ね、そして息の合った合唱だとか合奏を披露していましたけれども、そういった中に緊
張しながらも一生懸命に歌い込んで合唱している姿を見るだけでも、非常に心地よい緊張
感といいますか、あるいは和んだ気持ちにさせていただいています。ですから、そういっ
た意味でさらに市民の方にももっと見て、あるいは聞いていただくと、市全体で子供たち
を育てている、見守っているというような雰囲気も今後出てくるのではないかなというふ
うに思いました。

それから、あきる野市は、かつてスポーツと音楽のまちというのですか、そういったも
のの経過もあるものですから、音楽の殿堂であるキララホールも設置され、そういった中
に、市民生活の中に音楽そのものも溶け込んでいっているような、そういう感想を持ちま
した。

それから、今回教育委員会の事務局の方のお手伝いもいただきましたし、それから
各小学校の音楽の先生方の指導ですね。あそこまで仕上げるのには大変だったろうな。そ
ういった意味でご苦労さまでしたというような気持ちがいっぱいでした。

2点目の中学生の主張大会でありますけども、今年度これ同じく生涯学習課にお手伝いをいただいて、青少年の健全育成と、皆さんと共催で大変すばらしい主張大会になっていたのではないかと思います。特に中学生が日常考えているような、あるいは体験、こういうものを自由に発表して行って、そういった中に子供たちの自立心というのですか、あるいは創造性というか社会性というか、そういうものを育てるいい機会に僕はなっているというように感じました。今回は音楽会同様、市全体の中学生のレベルが上がっているのでしょうか。物の考え方、そして表現力のすばらしさ、現在の新しい学力観の中で、これは指導するほうも一生懸命、各学校に指導していただいているおかげだろうというふうに思います。そんな意味で大変楽しかったです。こういう考え方が次年度に、来年ですか、18歳に選挙権が行使されるというような中で、大変子供たちの歴史観、あるいは社会観、大きく言えば人生観あたりは、子供たちが考える中で選挙にも挑むことができるのではないかなということで、大変頼もしく感じた次第です。

以上です。

教育長（私市 豊君）

最後、宮田委員、お願いします。

委員（宮田正彦君）

2点ほど。12月4日に西秋留の小学校で餅つき感謝祭というのがありまして、餅つき用に田んぼにまいた種がモチ米じゃなくてウルチ米だったといったアクシデントがあったようですが、先生が一生懸命、おいしいお煎餅というのですか、おにぎりとお煎餅をいただきました。また、その中でもただ餅つきだけではなく、学習発表も行われたり合唱とか合奏も子供たちの姿を見ることができたり、大変有意義な催しだなと思いました。

それと、思ったのは、小学校ごとによって、餅つきという行事というのですか、学習の場が教育の一環として行われている学校と、そうではなくて行事だけの場として行われている場があって、それぞれ学校とか青少健とかPTAの管轄というのですか、考え方によるかとは思いますが、そういうのがあって、なかなか学校によって考え方が違うのだなというのがわかっておもしろかったです。

それと、もう一つ、13日のマールボロウの報告会ですけれども、最後の発表で、あちらから来られた方が空港で感想を述べられたという、ビデオつきというのですか写真つきのものがあって、最後は大変胸がきゅんとなって、こういうこと今までなかったと思うのですよね。そういうことが行われると、またこれ、もっとぜひやってほしいとか、これからも違う機会に、こちらからも行ければいいなという思いが強く起きて大変よかったなと、そう思いました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

こんなことを伺ってあれですけど、就任しまして、この1カ月間いかがでしたか。

教育長（私市 豊君）

ごらんとおりで本当にどぎまぎして務めているというのが正直なところですが、この場に座って本当に、あれ、何をやったらいいのだろうということ、本来なら事務局がこの隣にいて一々指示をしてくれるのかなというふうに思っていたのですが、あに図らんや全て自分でやらなくてはいけないので、どの書類を見ていいのかというような状況です。これをいい糧にして、今後もう少しスムーズにできるようにやっていきたいというふうに思います。今年これで大体行事のほう終わりますので、来年1月になりましたら、また心、気持ちも新たにやっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長職務代理人（山城清邦君）

失礼しました。

教育長（私市 豊君）

それでは、ここで報告を終わりにいたします。

最後に、事務局からの今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

年が明けまして平成28年1月4日月曜日でございますが、賀詞交換会が午前11時からあきる野ルピア、3階のルピアホールで開催をされます。

既にご案内をさせていただいておりますが、1月11日月曜日、祭日でございますが、成人式が午前11時から秋川キララホールで開催をいたします。

1月15日金曜日でございますが、東京都市町村教育委員会連合会の常任理事会理事研修会が東京自治会館で開催をされます。山城教育長職務代理人が理事となっておりますので、よろしく願いいたします。この点につきましては、後日ご案内をさせていただきます。

1月21日木曜日でございますが、御堂中学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしく願いいたします。

1月25日月曜日は、東中学校の学校訪問となります。やはり市役所を午前9時に出発しますので、よろしく願いいたします。

最後に、次回1月の定例会でございますが、1月25日月曜日、午後2時から505会議室で開催をされます。ご案内させていただいておりますとおり、午前中は東中学校の学校訪問となり1日となってしまいますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会12月定例会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会宣言 午後2時44分